

□山之口運動公園体育館料金一覧（都城市都市公園条例）

区分				単位	基礎額	
競技場	アマチュア	入場料を徴収しない場合	高校生以下	全面	1時間	300円
			大人	〃	〃	600円
		入場料を徴収する場合	高校生以下	〃	〃	900円
			大人	〃	〃	1,800円
	アマチュア以外	入場料を徴収しない場合	〃	〃	3,300円	
		入場料を徴収する場合	〃	〃	9,900円	
	競技場の3分の2以下を利用する場合				〃	全面利用の場合の3分の2に相当する額
	競技場の2分の1以下を利用する場合				〃	全面利用の場合の2分の1に相当する額
競技場の3分の1以下を利用する場合				〃	全面利用の場合の3分の1に相当する額	
照明設備（1団体当たり）				〃	200円	

単位当たりの使用料の額：基礎額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。（次表以下において同じ。）

備考

- 1 単位が1時間の場合において、利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については0.5時間、30分を超える利用については1時間とみなして、上表の金額を適用して計算する（次表以下において同じ。）。
- 2 入場料とは、入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず、入場することについて徴収される入場の対価その他これに類するものをいう（次表以下において同じ。）。
- 3 高校生には、高等専門学校に在学する者を含む（次表以下において同じ。）。